

提言「アフリカの内発的・持続的発展に向け、
今こそ日本の積極姿勢を示すべき」
ー T I C A D 9 に臨むにあたってー

2025 年 6 月 17 日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

目次

I. 現状認識	1
1. 厳しさを増す国際情勢とわが国の立ち位置.....	1
2. 高いポテンシャルを秘めるアフリカ.....	1
3. 第9回アフリカ開発会議（T I C A D 9）への期待.....	2
II. 基本的方向性：社会課題の解決に向けた3つの共創の推進	3
1. アフリカとの共創.....	3
2. わが国官民による共創.....	4
3. 第三国・地域等との共創.....	5
III. 具体的施策①：4つのインフラの整備	7
1. ハード・インフラの整備.....	7
2. ソフト・インフラの整備.....	7
(1) 各種経済協定の締結.....	8
(2) ビジネス環境の整備.....	9
(3) ビジネスの予見可能性の確保.....	11
(4) 各種事業のファイナンス面の支援.....	11
3. ヒューマンリソース・インフラの整備.....	13
4. ヒューマンセキュリティ・インフラの整備.....	14
(1) 保健医療.....	14
(2) 食料.....	15
(3) 雇用.....	15
(4) 人権.....	16
IV. 具体的施策②：社会課題の解決	16
1. ヘルスケア：疫病の予防・治療、健康の増進.....	16
2. グリーン：気候変動、電力・水不足、自然災害、廃棄物問題等の解決	17
3. フード&アグリ：持続可能な農業の確立.....	18
4. ロジスティクス：物流の円滑化・強靱化.....	19
5. デジタル：社会経済活動の変革.....	20
6. エンタメ・コンテンツ：人々のウェルビーイングの向上.....	20
V. わが国のアフリカ戦略の推進体制	21

I. 現状認識

1. 厳しさを増す国際情勢とわが国の立ち位置

二大経済大国間の競争激化およびロシアのウクライナ侵略で対立と分断の色を濃くしていた世界は、今、米国トランプ政権による関税措置で大きな混乱の中にある。また、戦後世界の成長と繁栄を支えてきた法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は大きく揺らぎ、崩壊の危機にある。

こうした中であって、懸念されることの一つは、各国・地域が内向きの姿勢を強め、地球規模の課題や途上国・地域が直面する社会課題の解決に向けた協調・協力が大幅に後退することである。現に米国は国際開発局（USAID）による対外援助資金を凍結した。また、対立と分断によって安全保障環境が厳しさを増す中であって、各国・地域は軍事費の増加を余儀なくされ、対外援助への余裕・関心が薄らぐ恐れがある。

翻ってわが国は、経団連ビジョン「Future Design 2040」が指摘するように、「少子高齢化・人口減少」、「資源のない島国」という課題を抱え、科学技術を振興するとともに、諸外国・地域との貿易投資関係を強化することなしに成長は望めない状況にある。とりわけ、高い成長力に富み、資源・エネルギー・食料を豊富に有するグローバルサウス諸国との関係強化は不可欠であり、その必要性は米国の関税措置によって益々高まっている。わが国としては、グローバルサウス諸国が抱える社会課題の解決に積極的に貢献することによって、信頼に足るパートナーとして選ばれる必要があり、そのことは法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するにあたって重要な足掛かりとなる。

2. 高いポテンシャルを秘めるアフリカ

グローバルサウスの中でも、とりわけ高いポテンシャルを秘めているのが、広大な面積にレアメタル等、わが国の国民生活および産業活動にとって不可欠な資源を豊富に有する「地球最後のフロンティア」アフリカである。

既に人口が地域全体で 15 億人と世界最大のインドと肩を並べているが、2050 年には約 25 億人に増加し、世界の 4 分の 1 を占めると予想されている¹。同じく 2050 年までには、都市人口は現在の 3 倍の約 10 億人となり²、地域の経済発展と海外との貿易投資関係の核として機能することが期待される。また、中間層の増加に伴う消費市場の拡大とともに、その大半を占める若者および一層の社会進出が期待される女性が、潜在能力を発揮し、アフリカが直面する社会課題の解

¹ 国連 World Population Prospects 2024 Medium variant 中位推計

² 国連推計

決の重要な担い手となることが見込まれる。

同時に、アフリカは、従来、技術革新の実装で後れをとっていたが故に、非線形的に進むデジタル技術の取り込みに成功しつつあり、2050 年までにデジタル経済は、7,000 億ドルを上回る規模に達すると見込まれている³。若年労働者の教育水準の向上と相俟って、今後、経済成長に大きく寄与すると考えられる。

以上のようなポテンシャルを活かすためには、まずもってアフリカ各国によるガバナンスの向上ならびにアフリカ諸国間の連携強化が求められる。この点、2015 年にアフリカ連合（AU）首脳会合において、長期ビジョン「Agenda2063」が採択され、アフリカが経済社会の変革を通じた内発的・持続的な発展に向けて自ら歩み始めたことは注目に値する。その一環として 2021 年に運用が開始された、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の下で、大陸内の経済統合の動きも進みつつある。こうした背景の下、2023 年、インドが議長を務めた G20 サミットでは、AU の G20 参加が決まる等、国際社会におけるプレゼンスも高まりつつある。

一方、アフリカの GDP 成長率は 2024 年から 2026 年にかけて世界平均を上回る見通しであるものの、一人当たりの GDP 成長率を見ると世界平均を下回っている⁴。その背景には生産性の向上が捗々しくないことが挙げられる。また、インフラの恒常的な不足が成長の足かせとなる可能性が高い。こうした中であって、アフリカで成功・成長を遂げる企業は限られており、それをもってアフリカを「企業砂漠（corporate desert）」と称する向き⁵もある。

3. 第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）への期待

こうした中、本年 8 月、横浜で開催される TICAD9 は、アフリカの抱える社会課題にわが国として正面から向き合い、それらの解決への協力を通じて、アフリカの内発的・持続的発展に官民挙げて積極姿勢を示す、またとないチャンスである。総理の強力なリーダーシップによって、是非とも有意義な機会とすべきである。TICAD は 30 年以上にわたり、わが国官民が連携してアフリカとの関係を強化してきた重要なプラットフォームであり、経団連として、アフリカ各国政府・企業との関係を構築するうえで重要なイベントと位置付けている。TICAD9 の成功に向けて協力を惜しまない所存である。

会議の成功のためには、わが国として、アフリカとの連携強化に向けた明確な

³ 国際金融公社（IFC）および Google による推計

⁴ 世界銀行推計

⁵ The Economist 「Africa needs a capitalist revolution」 (January 11th 2025) は、10 億ドル以上の売上規模の企業が他地域に比べて少なく、2015 年からむしろ減少していると指摘。その要因として国境によってアフリカ市場が分断されている点を挙げる。

方針を打ち出す必要がある⁶。以下では、そこに盛り込むべき方針の基本的方向性と具体的施策を提言する。

Ⅱ．基本的方向性：社会課題の解決に向けた3つの共創の推進

経団連「グローバルサウスとの連携強化に関する提言」で指摘したとおり、グローバルサウスの国々とは、パートナーとして対等な目線に立って連携を進める必要があり、その点を徹底してこそ、「日本ならではの」連携強化のあり方が見えてくる。政府の「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」においても、グローバルサウス諸国を未来の経済社会を共に創る「共創」のパートナーと考えることが基本的な考え方の一つとして示されている。

そのような基本姿勢に立って、アフリカの抱える社会課題について、わが国としてアフリカと共に革新的な解決策を創造することが重要である。その際、政府のみならず、解決策の創造・提供やファイナンスを担う企業を含めた民間部門を加えた、わが国官民による共創が重要である。また、わが国と比べてアフリカ諸国との間に長い交流とビジネスの歴史と経験を有する第三国・地域等との共創が不可欠である。アフリカの社会課題の解決に向けて、これら「3つの共創」を有機的に推進することが重要である。

1．アフリカとの共創

アフリカは、依然として、深刻な貧困、格差の拡大、不十分な治安や衛生環境、水・食料の不足、インフラの未整備、環境の破壊、人権の侵害等の社会課題に直面している。3年に亘ったコロナ禍やロシアのウクライナ侵略による食料の価格高騰等を受けて、多くの国で財政状況が悪化したことによって、社会課題の解決は益々困難になっている。

経団連は、T I C A D 8 を控えた 2022 年 5 月に公表した提言⁷において、日本として、アフリカとの協業によって、質の高いインフラの整備等（ハード・インフラ）、各種経済協定の締結等（ソフト・インフラ）、戦略的な人材育成（ヒュー

⁶ 経団連「グローバルサウスとの連携強化に関する提言」（2024 年 4 月 16 日）参照。「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」（2024 年 6 月 11 日、グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）においては、「今後のグローバルサウス諸国との連携強化に向け、グローバルサウス諸国の多様性をよく理解し、各国及び各地域の実情に応じて、テーラーメイドなアプローチを検討していく」とされている。

⁷ 「アフリカの内発的・持続的発展に貢献するーT I C A D を超えてアフリカの真のパートナーへー」（2022 年 5 月 17 日）

マンリソース・インフラ⁸⁾の3つのインフラに関する取組みを通じて、アフリカの社会課題の解決に貢献し、アフリカが掲げる「Agenda2063」や国連のSDGsの達成につなげるべきと提案した。その後、今日までの3年間を振り返る時、3つのインフラ整備は未だ道半ばと言わざるを得ない。

同時に、新型コロナウイルス感染症で顕在化した医療体制の脆弱性や衛生環境の未整備は解消されておらず、次なる感染症への備えが急務である。アフリカ地域は他地域に比して感染症の高いリスクに晒されていること、また、世界保健機構（WHO）が深刻な資金不足にあること等を考えれば、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等の取組みを通じたわが国の一層の貢献が不可欠である。こうした保健医療に加え、食料や雇用へのアクセスを確保・改善するとともに、人権を保護することは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現する」⁹⁾人間の安全保障にとって不可欠である。こうした取組みは、いわゆるベーシック・ヒューマン・ニーズを充足させ、ウェルビーイングを実現するためのインフラともなるものであり、いわば「インフラのインフラ」として、「人間の安全保障のためのインフラ」（ヒューマンセキュリティ・インフラ）と位置づけ、長期的なコミットメントに基づいて提供することを、アフリカから「必要な国」として選ばれるうえでの必須要件として新たに提案したい。

2. わが国官民による共創

日本企業が自らリスクを背負ってアフリカにおいてビジネスを展開・継続し、アフリカの社会課題の解決に貢献するうえで、アフリカのビジネス環境は、政治情勢、インフラ、法制度、労働力等の面で未だ十分に良好とは言えない。こうした高いビジネスリスクに加えて、わが国からの物理的距離も相俟って、日本企業は、アフリカが有するポテンシャルを活かしきれていないのが現状である。また、アフリカには、わが国にとって極めて重要な資源の供給国が存在するものの、これらの国の多くはガバナンス、治安、人権の面で課題がある。

こうした中、中長期的観点に立って、民間投資を促すためには、アフリカ各国に対し、民間が投資しやすい環境を整備するよう、わが国政府として働きかけるとともに、アフリカビジネスに対する省庁横断的かつ継続的な支援が不可欠である。

その際、外務省のオファー型協力、経済産業省のグローバルサウス未来志向型

⁸⁾ 当時の提言では、「ヒューマン・インフラ」としていたが、後述の「ヒューマンセキュリティ・インフラ」と区別するため、「ヒューマンリソース・インフラ」とした。

⁹⁾ 人間の安全保障委員会最終報告書「安全保障の今日的課題」（2003）

共創等事業費補助金がそうであるように、日本企業を含めた日本への裨益を意識すべきである。また、各種公的制度に基づく支援にあたって、リスクマネーを積極的に供給するとともに、支援要件を柔軟に運用することが望ましい。具体的には、わが国の製品・技術の積極的供与につながる無償資金協力等各種制度の拡充、アフリカビジネスのリスクを低減するための公的補助・融資・保険制度の拡充および要件の緩和、さらには、各種支援予算の一定割合のアフリカ向けへの割当（クォータ）制度の導入が挙げられる。

一方、財政等の資源が限られている中で、施策を効果的に実施していくためには、選択と集中も必要となる。例えば、既に日本企業のある程度の集積が見られる国、日本にとって不可欠な資源の供給国¹⁰、再生可能エネルギー等グリーン分野での連携ポテンシャルが高い国に重点的に資源を投入することが考えられる。アフリカ地域経済共同体（RECs）単位のアプローチも有効であろう。

こうした政府による支援の下で、日本企業は、アフリカにおいて、貿易投資の拡大、インフラの整備、技術の移転、現地人材の雇用・育成等を通じて、アフリカの経済社会の発展に貢献していかなければならない。

3. 第三国・地域等との共創

日本企業がアフリカの社会課題の解決に貢献するうえで、わが国に比して広範なネットワークをアフリカに有し、実績を上げている欧州、インド、中東、トルコ等の政府・企業と連携・協力することは有効と考えられる。例えば、インドとの連携・協力については、経済産業省が中心となって、「アフリカの持続可能な経済発展のための日印協力イニシアティブ」として、アフリカへの貿易・投資拡大の産業拠点としての役割も念頭に置いたインドにおける産業集積を促進しており、日印企業の技術を用いてアフリカ諸国と共創し、革新的技術解決等を行うプロジェクトの実施を支援すること等を打ち出している。

こうした第三国との連携・協力を一層強化し、アフリカ市場においてビジネスを展開していくにあたって、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）¹¹」、「G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII： Partnership for

¹⁰ 日本向けの安定的な鉱物供給を確保していくため、エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等の主導の下、国際共同投資も含めて、鉱山やサプライチェーンの開発等の取組みを推進していく必要がある。

¹¹ 2016年のTICAD VIにおいて、安倍総理（当時）が基調演説の中で「日本は、太平洋とインド洋、アジアとアフリカの合流点を、武力や強制によらない自由と法の支配、市場経済を重んじる場所に育て、繁栄させる責任を負っている」と述べたことを端緒としたもの。①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及と定着、②経済的繁栄の追求（連結性、EPA／FTAや投資協定を含む経済連携の強化）、③平和と安定の確保（海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援等）を3本柱としている。

Global Infrastructure and Investment)¹²」、「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化（R I S E : Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement)¹³」、EUの「グローバル・ゲートウェイ¹⁴」等¹⁵の構想やイニシアティブを活用することも有益である。また、第三国との政府間の枠組みを最大限活用し、インフラ、資源・エネルギー、デジタル等個別分野における連携を推進していくことも有用である。例えば、先述の「アフリカの持続可能な経済発展のための日印協力イニシアティブ」のほか、「アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力プラットフォーム」、日米豪による「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関パートナーシップ」、「持続可能な連結性および質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」、「日米豪印協議」等の枠組みを積極的に活用することが考えられる。これらの取組みを通じて、アフリカ市場において、日本企業が主導する具体的なプロジェクトの推進、ビジネスの創出につなげることが重要である。

なお、第三国・地域との連携・協力によるアフリカ展開にあたっては、アフリカ諸国に対して、その理由を丁寧に説明し、彼らにとっても十分にメリットがあるとの理解を得る必要がある。そうしたメリットの一つとして、経済発展を遂げるうえで、特定国に過度に依存することなく、諸外国との広範なネットワークを構築することの重要性を指摘することができる。

そのうえで、政府においては、特定の第三国・地域との連携・協力に関して、留意すべき事項、過去事例を踏まえた課題、地域別・事業領域別の強みやデメリット等について、在外公館等で収集した情報を適切なタイミングで企業に共有する必要がある。

¹² 2022年にドイツ エルマウでのG7サミットで立ち上げが発表され、G7各国は、2027年までに民間資金を含めて6,000億ドルを、アジアやアフリカ、中南米等途上国の気候変動、健康医療、男女平等、デジタル技術のインフラ投資支援を目指す。

¹³ 2023年に世界銀行と日本、カナダ、イタリア、英国、韓国が参加し、立ち上げた国際枠組み。途上国に対して資金、技術の提供を行うことで、再生可能エネルギー関連設備のサプライチェーンを多様化して、環境対策と雇用創出の両立を目指す。

¹⁴ 途上国に対して、デジタル、エネルギー、保健、教育等あらゆるインフラ分野について、2027年までに計約3,000億ユーロを投資する構想。

¹⁵ 個別国では、例えば、イタリアのアフリカ開発計画である「マッティプラン」は、エネルギー、保健、教育等様々な分野でアフリカ諸国を支援するもので、民間パートナーとの連携や民間資金の活用を主眼としており、日本との連携も考えられる。

Ⅲ. 具体的施策①：4つのインフラの整備

1. ハード・インフラの整備

アフリカでは、道路、港湾、空港、電力¹⁶、水道¹⁷、鉄道、貨物、都市開発¹⁸、貿易・通関、エネルギー、通信・放送、金融、農業、廃棄物処理、防災¹⁹、保健医療等のための、いわゆるハードのインフラ（以下、ハード・インフラ）の整備が十分に進んでおらず、経済社会の発展のボトルネックとなっている。わが国としては、相手国・地域の置かれた実情とニーズを踏まえながら、質の高いインフラ展開に官民一体で取り組み、当該国・地域の持続的な発展に貢献していく必要がある。その際、現地における雇用の創出、社会の安定、環境の保全はもちろん、透明性、開放性、経済性、強靱性、財政健全性にも十分配慮する必要がある。

一方、アフリカ各国政府においては、提供されるインフラの量や価格にのみ着目するのではなく、質の高さ、すなわち、ライフ・サイクル・コストから見た経済性の確保、現地人材の育成への貢献、技術の移転等を含めて総合的に評価する入札制度の改善に取り組むとともに、評価能力の向上のための人材の育成、日本発の技術基準・規格の普及促進、PPP（Public Private Partnership：官民連携）関連制度の整備・運用に向けた体制強化、ホスト国としての政府保証等をはじめとする適切なリスク分担が求められる。

現在、AUは、アフリカ・インフラ開発プログラム（Programme for Infrastructure Development in Africa：PIDA）²⁰を掲げ、諸外国と連携しながら、地域横断的なインフラ開発に取り組んでいる。現在のPIDAの重点行動計画であるPIDA-PAP（Priority Action Plan）2について、日本政府はデータベースの作成やプログレスレポートの作成等の協力を進めているが、それに加えて、日本企業に対する情報提供の充実、日本企業が強みを持つプロジェクトの提案・組成²¹ならびに公的資金の動員の検討が望まれる。

2. ソフト・インフラの整備

アフリカ諸国との貿易投資関係を促進し、当該国において、雇用の創出・拡大、

¹⁶ 停電により、経済活動がままならない事例が後を絶たない。発電設備、近隣国を含めた送電網の整備が求められる。

¹⁷ 上下水道、海水淡水化、配水・漏水の管理等。

¹⁸ 急速な都市化の進行に伴い、3Dプリンティング技術等、迅速な住宅建設や、都市過密化における空間的制約をクリアにできるインフラ技術（鋼構造物）が求められる。

¹⁹ 近年、アフリカでは洪水被害が相次いでおり、洪水対策が急務である。

²⁰ 2012年から2040年にかけてのエネルギー、交通、水輸送、ICTの4分野におけるインフラ開発計画。

²¹ 例えば、日本の強みとなるインフラの製品、技術等に精通した技官や専門家が、プロジェクト立案段階から関与することも考えられる。

消費の拡大、経済の成長といった好循環を創出していくためには、各種の経済協定を締結するとともに、ビジネス環境の整備、ビジネスの予見可能性の確保、各種事業のファイナンス面の支援といったソフト面でのインフラ整備が求められる。

(1) 各種経済協定の締結

アフリカとの強固な経済関係を有する欧州は、アフリカ各国およびRECsとの間で、既に広くFTA/EPAを締結しており、韓国²²、インド²³、UAE²⁴等もアフリカ諸国との交渉を進めている。

一方、わが国とアフリカ諸国との間では、FTA/EPAは締結されておらず、日本企業は、世界の競合国の企業と比して、総じて高率のアフリカ諸国の関税に晒されており、競争条件に大きな格差が生じている。こうした状況が長期に続けば、日本企業のアフリカビジネスに対する意欲を削ぎかねない。AfCFTAの運用が開始される等、アフリカ自身が経済統合に動き出している中であって、わが国として、FTA/EPA締結を通じて、アフリカ諸国との経済的な結びつきを強化していくことが急務である。

具体的には、モロッコ、南アフリカ、ケニア、エジプトといった日本企業の集積国との交渉開始が求められる。加えて、南部アフリカ開発共同体(SADC)、南部アフリカ関税同盟(SACU)、東南部アフリカ市場共同体(COMESA)²⁵、東アフリカ共同体(EAC)²⁶、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)等のRECsとの協定が実現すれば、より広範な市場にアクセスが可能となる。その前提として、各RECにおいては、FTAへの加盟各国の追加参加²⁷が期待される。さらに、将来的なAfCFTAとのEPAの締結も視野に共同検討を進める必要がある。

²² 韓国は2024年6月より、タンザニアとEPA交渉を開始した。モロッコとも交渉開始を準備中である。

²³ インドは、南部アフリカ関税同盟(SACU)と特惠貿易協定の交渉中である。

²⁴ UAEは、包括的経済連携協定(CEPA)をモーリシャス、ケニアと署名済、モロッコ、コンゴ共和国と交渉中である。

²⁵ 2024年7月、COMESA(東南部アフリカ市場共同体)、EAC(東アフリカ共同体)、SADC(南部アフリカ開発共同体)の拡大自由貿易圏(TFTA: Tripartite Free Trade Agreement)が発効した。市場統合、インフラ開発、産業開発が柱となっている。

²⁶ EACについては、SEZ(Special Economic Zone)にかかわる制度の統一(関税、原産地証明、輸出入・国内市場の割合等)も求められる。

²⁷ EAC 8カ国のうち、コンゴ民主共和国、ソマリア、南スーダンがFTA参加準備中。COMESA 21カ国のうち、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、コンゴ民主共和国、ソマリアの5カ国がFTA未参加。SADCは16カ国のうち、コンゴ民主共和国、アンゴラ、コモロの3カ国がFTA未参加である。

アフリカ各国・REC s とは、FTA/EPAに加えて、投資協定、租税条約、社会保障協定等の締結も不可欠である。投資協定については、交渉中のナイジェリア、ガーナ、エチオピア、タンザニア、セネガル、チュニジア、アルジェリアとの間で少なくとも既に締結済の他国に劣後しない質の高い内容²⁸での締結を急ぐとともに、南アフリカ、コンゴ民主共和国との交渉を新たに開始すべきである。租税条約については、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、モザンビーク、エチオピア、セネガル、チュニジア、アンゴラ、ウガンダ、コートジボワール、ブルキナファソ、マダガスカル、タンザニア、コンゴ民主共和国、ナミビアの各国、さらには、SADC、EAC、ECOWAS等のREC s との締結、およびエジプトとの租税条約の改定を目指すとともに、締結済国における制度運用の実効性を確保すべきである。社会保障協定については、南アフリカ、モロッコとの締結を検討すべきである。

以上に加えて、日本企業のグローバルなサプライチェーンを考慮すれば、日本企業のアフリカ統括拠点が置かれている欧州・中東諸国、さらにはアフリカとの結びつきが強いインドといった第三国・地域とアフリカ諸国・REC s との間の経済協定の締結が進むことが期待される。

なお、こうした取組みは、日本企業にとって有益であるばかりか、米国がサブサハラ諸国の発展に関与すべく 2000 年に成立させたアフリカ成長機会法（African Growth and Opportunity Act : AGOA）の失効²⁹を控えた本年、相互関税導入によってサブサハラ諸国にも高関税を課そうとしている中において、アフリカ経済社会の発展にわが国が積極的に貢献する姿勢を示すことにもなる。

(2) ビジネス環境の整備

アフリカ諸国の法制度をめぐるのは、そもそも整備が行き届いていない、また、頻繁に変更が行われる等不安定かつ内容が曖昧で不明瞭、あるいは運用が不透明で担当者によって対応が異なる等様々な問題が指摘されている。海外から投資を惹きつけ、経済社会の発展や生活水準の向上につなげていくためには、アフリカ各国政府・REC s による法制度の整備、公正で透明な運用の徹底をはじめ、ビジネス環境の整備を急ぐべきである。

²⁸ 自由化型、ISDS（Investor-State Dispute Settlement）条項の導入、パフォーマンス要求の禁止、公正衡平待遇、送金の自由等。

²⁹ 2025 年 9 月 30 日に失効予定。

具体的には、通関³⁰、検疫、査証³¹、就労許可³²、為替管理³³、税、雇用・労働、環境、土地、建築³⁴、生産、営業ライセンス³⁵、知的財産³⁶、規格³⁷、製品登録等をめぐる各種法制度の整備および公正性・透明性・予見可能性の確保、許認可等各種手続の簡素化・透明化・迅速化・電子化、明文化されたルールに基づく運用、政府による契約の履行および未払・支払遅延の解消、法制度の運用にあたる人材の育成が求められる³⁸。

とりわけ、税をめぐっては、法制度上あるいは契約上、免税や減税措置が適用されることになっているにもかかわらず、現場の判断で不法・不適切な形で課税される、付加価値税の還付が滞る、あるいは遅延する、プロジェクトの問題発生時に契約通りに相手国の政府保証が果たされない等の例が散見される。こうした問題を解消し、公正で透明性のある税制の執行に向けて、外交ルートやJICA等を通じて、現地政府に対し、法制度の適正な執行を働きかけること、必要に応じて専門家の派遣や現地政府当局の研修支援を行うことが求められる³⁹。加え

³⁰ ECOWAS、EAC等の地域経済共同体の加盟国間での物品貿易について、免税であるにもかかわらず、課税されるケースが後を絶たず、ルールに基づく運用徹底を求めるよう、日本政府、現地大使館等による支援を求める。

³¹ アフリカ諸国全般として、ビザの撤廃、要件・手続の緩和、簡素化・電子化・短縮化、アライバル・ビザの容認等を求める。例えば、南アフリカでは、日本企業の現地駐在員が利用する「Intra-Company Transfer Work Permit（企業内転勤の労働許可）」は最長4年で、4年を超える駐在が困難となっており、改善を求める。また、AU諸国間のマルチビザ（Agenda2063のフラグシッププロジェクトの一つに「The African Passport and Free Movement of People」が掲げられている）、APECビジネストラベルカードに倣ったAUビジネストラベルカード等の創設、電子ビザの普及、招聘状等の付属書類の簡素化等が期待される。

³² 多くの国で、外国人の雇用規制が設けられている、あるいは外国人の労働許可（Work permit）の取得や更新手続に手間と時間を要している。労働許可やビザの発行に関して、日本をホワイトリスト化するような働きかけが必要である。

³³ 多くの国で、恒常的な外貨不足に陥っており、送金規制の緩和、外貨優先割当、L/Cの免除等の対応が求められる。日本政府機関に対しては、アフリカ各国の兌換リスクの補完・保証、外貨の融通等の支援を求めたい。

³⁴ 建築の安全基準が整備されていない国もある。

³⁵ 自国企業優遇ではなく、外国企業を含めた公正な営業許可を望む。また、OHADA（アフリカ商事法調和化機構）統一商事会社法上、支店として進出した会社は2年以内に現地法人へ移行する義務が課されており、本法の改正を要する。

³⁶ 現地政府の取締強化や正規品の追跡システム（欧州のDigital Track & Trace）の導入等、違法品や模倣品対策を含む。地域経済共同体単位での違法品対策強化も必要である。

³⁷ ECOWASやEAC等の地域経済共同体においては、欧州の旧宗主国に則った独自の工業製品規格が設けられていることがあり、日本企業の参入障壁となっている。

³⁸ また、AfCFTAにおいて、関税、通関、検疫、査証、規格・基準認証等の各種制度について、加盟諸国間における連携、共通化が図られ、早期に実効ある運用が行われることを期待する。

³⁹ 例えば、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）を通じ、日本の資金協力の更なる推進に向けた免税手続のルールをアフリカ諸国で作成・共有することで、各国の免税手続に係る相談窓口、ファーストトラックを制度化することも考えられる。

て、万一の法的紛争に備えて、アフリカ各国政府が、第三者の関与する、実効性のある紛争解決手段を投資家に対して提供することが重要である。

(3) ビジネスの予見可能性の確保

平和と安定の実現、飢餓と貧困の削減、法の支配の確立、グッド・ガバナンスの導入、自由で公正な競争環境の整備等は、社会経済発展の基盤であるとともに、ビジネスの予見可能性の確保に不可欠である。また、安定した社会における中間層の拡大は、新たな事業機会の創出、投資機会の拡大につながる。

アフリカ諸国による自助努力が求められるのはもちろんであるが、日本政府としては、予見可能性の確保に必要な資金、人材、技術、知見等を提供することによって、キャパシティ・ビルディングに取り組む必要がある。ODA等による資金の援助、人材・技術・知見面の協力、さらには、主にASEANで取り組んできた法務省の法制度整備支援事業⁴⁰をアフリカ諸国へ展開する等実効性ある支援を期待する。日本企業においても、事業拠点国を中心として、健康、保健衛生、教育、環境保全等の様々な分野において、事業活動として、また、社会貢献活動として取組みを進めており、引き続き貢献していく所存である。

また、アフリカにおいてビジネスを行うにあたっては、特に、贈収賄等の不正・腐敗、違法取引のリスクが認識されている。不正・腐敗は、ビジネスの健全な競争を阻害するのみならず、国家に対する信頼を失わせるものである。アフリカ諸国においては、「腐敗の防止に関する国際連合条約」や「腐敗の防止と対処に関するアフリカ共通条約」等に基づく対応が進められているが、各国政府による汚職撲滅に対する明確な方針の提示、法制度の一層の改善、厳格な法執行が必要である。さらに、違法取引防止に向けて、各国政府による取組みの強化に加え、RECs内における共通の規制枠組みの導入や各国における水際での取締りを強化することが望ましい。

(4) 各種事業のファイナンス面の支援

現在、アフリカ諸国の中には、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略による食料価格の高騰等の影響を受け、財政状況が悪化⁴¹し、外部格付が

⁴⁰ 法務省は、1994年以降、ベトナム、カンボジア、インドネシア等アジア諸国において、基本法令の起草、法令を運用する関連機関の制度整備、法曹実務家等の人材育成等に対する支援を行っており、現地の法整備支援と運用に大きな貢献を果たしている。

⁴¹ IMFと世界銀行のLIC DSA rating（2025年3月時点）では、多くのアフリカ諸国の債務持続性リスクは深刻な評価となっている（高リスク国：ブルンジ、カーボベルデ、カメル

投資非適格となっている国も多く、それら諸国に対して、財政の持続可能性の確保を促す必要がある。

そのうえで、中長期を展望すれば、アフリカにおける日本企業によるインフラ、グリーン、デジタル等のビジネス展開には、膨大なファイナンス需要が存在する。一方、アフリカビジネスに伴う高いリスクを考慮すれば、民間資金を呼び込むうえで公的なファイナンスの供与が不可欠である。具体的には、無償資金協力⁴²、円借款、J B I C 投融資や J I C A 海外投融資の拡充および融資条件の緩和、N E X I による保証の拡充⁴³、さらには案件の形成・選定から実施に至るまでのプロセスの迅速化⁴⁴が求められる。政府として決定した重点国や戦略分野に該当するのであれば、融資や保険制度の条件を緩和する等柔軟な対応も必要である。

また、インフラシステムの受注を中長期的な収益の確保につなげていくには、ハード・インフラの建設、機器の納入のみならず、O & M (Operation & Maintenance: 運営・メンテナンス)、コンテンツやアプリケーション等のソフト面も含めたインフラシステムサービスの提供を一体的に展開し、案件の完了まで支援する必要がある。これらを実現するには、案件形成段階において O & M を含む形で予算措置を講じること、I C T、ヘルスケア、スタートアップに適した規模やプロセスでのプロジェクト組成を可能とする円借款や無償資金協力の枠組みを新設すること、さらには、公的資金と民間投資のパッケージ型ファイナンス（ハイブリッド型 P P P）を促進することが求められる。

併せて、世界銀行⁴⁵やアフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、欧州復興開発銀行（E B R D）等の国際開発金融機関（M D B s）、欧米等第三国の公的金融機関、アフリカ貿易保険機構（A T I）やイスラム投資・輸出保険機関（I C I E

ーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、モザンビーク、ニジェール、シエラレオネ、南スーダン、トーゴ。過剰債務国：コンゴ共和国、ジブチ、エチオピア、マラウィ、サントメ・プリンシペ、スーダン、ザンビア、ジンバブエ）。事業実施国におけるデフォルト発生時の事業支援・救済措置の制度化が必要である。

⁴² 為替・物価・現地労務費等の変動に柔軟に対応する、ODA 事業における未払金に対する立替払い制度を設定する、無償資金案件において保守も対象とする等が求められる。

⁴³ J I C A : O D A 事業費の十分な確保と対象国や対象案件の拡充・柔軟化。保証機能の拡充。債権譲渡に対する柔軟な対応。現地通貨支援の拡充。免税措置が合意された案件における免税の徹底。円借款の利益相反条項（One Bid Per Bidder 原則）の運用の柔軟化等

N E X I : 貿易保険の付保対象拡大、条件緩和（頭金、金利、手数料、保険料、料率、海外現地法人の契約等の付保、サブソブリン案件のカバー率の拡大）、リスクテイク機能の強化（特別勘定の創設等）、審査基準の一部緩和（日本企業が入手しにくい現地政府発行書類の提出等）、債権譲渡に対する柔軟な対応、財政面の信用が低い国や外貨送金規制が厳しい国等に対する保険支援、信用状確認保険の利便性拡充（本支店拠点以外も利用可）等。

⁴⁴ その他、国際開発金融機関（M D B s）案件への日本企業の参画機会の確保と増大のための支援策（F / S への支援等）、国営地域開発銀行に対するソブリン格付の適用、日本からの輸出契約に紐づかないアンタイドプログラムの保証料の市場に即した見直しや資金使途の適用条件の柔軟化（日本への裨益等）等が必要である。

⁴⁵ 国際金融公社（I F C）、多数国間投資保証機関（M I G A）を含む。

C)等の輸出信用機関(ECA)との国際協調融資も積極的に活用すべきである⁴⁶。アフリカ開発銀行とわが国政府による「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」(EPSA: Enhanced Private Sector Assistance for Africa)については、わが国企業が参画しやすくなる形での制度改善⁴⁷を期待する。

加えて、新たな金融手法として期待が高まる、ブレンディッド・ファイナンスの活用に向けて、今般のJICA法改正により、JICAによる保証、ファースト・ロス出資、グリーン債等の債券取得が認められたことを歓迎する。さらに、ファースト・ロス部分をカバーする譲許的資金を含めた資金抛出の促進に向けて、政府機関からの補助金、税制上の優遇措置を期待する。

3. ヒューマンリソース・インフラの整備

アフリカが中長期に亘って持続的に発展していくためには、高いポテンシャルの一つに挙げられる豊富な若い労働力を含めて、国づくりを支える人材を育成することは極めて重要な課題である。日本企業は、長年にわたり、雇用の提供、教育訓練の実施、奨学金の供与等、アフリカにおける人材育成に関して、多種多様な活動を展開してきた。そうした企業単位の取組みに加えて、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(African Business Education Initiative for Youth: ABEイニシアティブ)、海外産業人材育成協会(AOTS)の各種事業、エジプト日本科学技術大学(E-JUST)をはじめ、わが国が官民で長年実施してきたアフリカ人材育成の取組みは、アフリカの経済社会の発展のみならず、知日派・親日家の育成、ひいては日本企業のアフリカビジネスの拡大にもつながることから、息長く継続する必要がある。

以上に加えて、今後は、社会課題の解決を担う人材を育成するため、多様性・公平性・包括性にも配慮しつつ、必要に応じて欧米等第三国や国際機関とも連携しながら、基礎教育を徹底したうえで、多様な分野で階層別(政府幹部、企業管

⁴⁶ 多国間にまたがる大型案件の対応には、日本のみならず、多国間の資金を組合せた対応が必要であり、日本の主導的な役割を期待する。

⁴⁷ 具体的には、日本政府には、日本企業案件における金利を含む条件の緩和、手続の迅速化、サブソブリン・ノンソブリン向け融資の積極化に向けて、アフリカ開発銀行との連携やJICA海外投融资の積極的な併用を進めること、さらにはファイナンスリスクを取りづらい債務国向けも対象とする等の制度改善が求められる。例えば、EPSAをAfDBに対する抛出ファンドとし、その中で①ソブリン向け融資(ただし、JICA円借款との協調融資を前提とせず、AfDBの各国への与信枠を活用してAfDB単独での融資も可能とする)、②ノンソブリン向け融資、③技術支援のような形でカテゴリーを分けることが考えられる。ただし、AfDBに完全に出し放しではなく、日本企業の民間投資に資するような案件を全体の一定程度の割合入れるといった合意をAfDB側と行うことも一案である。

理職や幹部、事務系専門職、技術者、研究者、技能工等）の教育を実施し、重層的な人材の育成を支援していくことが重要である⁴⁸。

日本政府は、関係省庁間で連携して、こうした取組みを支える上述の各種支援制度に適切な予算配分を行うとともに、日本企業が利用しやすいように制度を改善する必要がある。例えば、A B E イニシアティブについては、アフリカ人学生に対する日本語教育の強化、選考時の企業推薦の付与、修学機関や専攻分野の多様化、企業インターンの際の学生情報共有の改善や手続の簡素化が求められる。A O T S の各種事業については、アフリカ人材招聘やO & M人材育成等に関する政府補助の拡大、アフリカ政府行政官等研修補助対象者の拡大が必要である。2024 年度より開始された、J I C A のアフリカ政府高官向けリーダーシップ研修（エグゼクティブ・プログラム）は、アフリカ政府の日本への理解増進につながる事業であり、継続的に実施すべきである。また、アフリカ域内の主要大学や本邦大学・企業等を繋ぐ「日本アフリカ拠点大学ネットワーク構想」の具体化も求められる。

さらに、アフリカとの人的交流を促進するとともに、日本社会のアフリカに対する理解を増進すべく、日本の学生やスタートアップを含む企業の若手社員を対象とするアフリカへの留学・研修等を支援することも考えられる。

4. ヒューマンセキュリティ・インフラの整備

人間の安全保障は、人間一人一人に着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、「保護」と「キャパシティ・ビルディング」を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方であり、国家のみならず様々な主体が連携・協力することが求められる。わが国および日本企業もそうした連携・協力の一翼を担っていく必要がある。

(1) 保健医療

冒頭に述べたとおり、アフリカには、医療の質量ともに十分ではない国が依然として多いことから、U H C、安全な水の供給を引き続き推進⁴⁹するとともに、持続可能な保健医療システムを確立・強化していく必要がある。

わが国としては、医薬品・医療機器・衛生用品の提供、A I 等による診断支援、

⁴⁸ アフリカや日本の拠点に加え、欧州や中東、アジア等の日系企業の拠点で実施するアフリカ人材の教育研修に対して支援を行うことも考えられる。

⁴⁹ U H C の推進、感染症検査・研究拠点への支援等によって、T I C A D 7 以降の3年間で190 万人以上が医療アクセスの改善等の受益を得た。

医療機関の建設・運営、遠隔診療の実施および保険証・母子健康手帳・予防接種・病歴等の電子管理、ITを活用した健康医療システムの整備、コールドチェーンを含む物流システムの整備、水道・廃棄物処理・リサイクルシステムの整備等を通じて貢献する必要がある。

(2) 食料

食料の多くを輸入に依存するアフリカは、国際紛争等による食料価格の高騰によって大きな影響を受ける。また、アフリカにおける農業は、気候変動等の環境変化に対して脆弱であり、人口増加と栄養不良の悪循環を断ち切るには生産量が到底及ばないのが現状である。

わが国としては、後述するように、資機材やシステムの提供、人材育成等を通じてアフリカの農業生産の拡大に貢献する必要がある。加えて、中長期的な観点から、投資や人材育成を通じて、産業・技術基盤の強靱化を支援し、アフリカ農業の自律的な発展に貢献していく必要がある。

(3) 雇用

アフリカにおいては、質の高い雇用が確保されているとは言い難い状況にある。例えば、サブサハラ・アフリカ地域においては、いわゆる脆弱な雇用⁵⁰の割合は、2023年において71.4%であり、世界で最も高い水準にある⁵¹。

こうした現状を改善するためには、既存企業等の成長を促し、質の高い雇用を増やすことが重要である。そのためには、家族経営が多い農業⁵²および零細自営業者が多いサービス業の生産性を向上させることによって、ディーセント・ワークを提供するとともに、工業への産業構造の転換を促していく必要がある。また、将来を見据えて、デジタル関連産業やエンターテインメント・コンテンツ（以下、エンタメ・コンテンツ）等のクリエイティブ産業を育成することも考えられる。人口の多くを占める若者を中心に、こうした質の高い雇用へのアクセスを確保・改善することは、社会不安を取り除き、平和と安定にも資することになる。

わが国としては、アフリカ諸国が上記に資する産業政策を形成・展開できるようキャパシティ・ビルディングで協力していく必要がある。また、その一環として、若者や女性を中心とする人材の育成や職業訓練の実施、さらには、起業文化

⁵⁰ 国際労働機関（ILO）は、個人事業主（self-employed）と無給の家族従業者を「脆弱な雇用」と定義している。

⁵¹ 世界銀行「世界開発指標」

⁵² 日本はこれまで、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ等を実施してきた。

の醸成およびスタートアップ・エコシステムの確立を支援することは有益であろう。

(4) 人権

アフリカには人権が十分に保護されていないと懸念される国もあり、日本企業がビジネスを展開するにあたって、児童労働、強制労働、人種差別等のリスクに晒される、あるいはそれらが現地進出に二の足を踏む要因にもなっている。日本政府においては、人権問題を企業のリスク管理のみに委ねるのではなく、当該国が人権を保護する義務を率先して果たすことができるよう、キャパシティ・ビルディングで協力する等現地政府に寄り添う形で人権の保護を働きかけていく必要がある。同時に、アフリカ市場における人権リスクに関する情報の企業への提供や相談窓口の設置、問題発生時の現地大使館等を含めたサポートが必要である。

IV. 具体的施策②：社会課題の解決

以下では、アフリカが抱えるいくつかの社会課題、あるいはそれらの解決に資する革新的な方策について提案する。

1. ヘルスケア：疫病の予防・治療、健康の増進

長年、アフリカのヘルスケア市場は、欧米の企業が席卷してきたが、昨今、日本企業においても、アフリカにおける医薬品、医療機器、ワクチン、衛生用品等のヘルスケア事業への関心や取組みが徐々に見られるようになっている。T I C A Dにおいて、アフリカにおける人間の安全保障やU H Cの実現が大きな政策目標として掲げられる中、こうした日本企業の取組みは、わが国の大きな貢献策ともなることから、事業を本格的に軌道に乗せるための足掛かりとなる政府支援が求められる。

現状、日本政府のアフリカ向けヘルスケア関連予算は、対象⁵³、予算額ともに極めて限定されている。例えば、外務省のオファー型協力については、その対象分野が「気候変動への対応・G X」、「経済強靱化」、「デジタル化の促進・D X」に限定されているが、「ヘルスケア」についても対象分野の一つとして追加し、アフリカ等新興国のヘルスケア分野の政策支援を推進すべきである。

⁵³ 研究開発、F S、実証向けの支援制度はあるものの、医薬品、医療機器の調達に係る政策支援は限られている。

また、欧米諸国は、長年、国際機関による国際調達を戦略的に活用し、官民連携により、アフリカ市場における自国企業製品・システムの普及を図っている。国際調達によって、当該製品・技術が評価された結果、他国・地域におけるさらなる調達につながっている事例も多い。わが国としても、欧米諸国並みに、WHO、UNOPS（国連プロジェクト・サービス機関）、UNICEF（国連児童基金）、IOM（国際移住機関）等の国際機関における日本製品・技術の調達の推進に向けて、日本政府における国際調達支援体制の整備、個別案件形成支援等に、関係省庁横断的に取り組むことが求められる⁵⁴。

2. グリーン：気候変動、電力・水不足、自然災害、廃棄物問題等の解決

気候変動、大気汚染、海洋汚染等の環境問題は、全人類に脅威をもたらす地球規模の課題である。とりわけ、気候変動に関しては、アフリカは、世界の他地域に比べて相対的に温室効果ガス排出量が少ないにもかかわらず、洪水・旱魃等の自然災害の増加、異常気象の発生に伴うアフリカ内部移民者の増加、農業の生産性の低下等の影響を受けるリスクが高い。また、アフリカの多くの地域では、電力普及率が未だ低く、電源も石炭等の化石燃料に多くを依存している。

こうした中、アフリカ各国は、パリ協定に基づく温室効果ガスの排出削減目標であるNDC（Nationally Determined Contribution：国が決定する貢献）を提出し、その目標に向けて取り組んでおり、エネルギー・トランジションも進みつつある。

アフリカには、太陽光、水力、風力、地熱といった再生可能エネルギーや水素⁵⁵を導入・生産するのに適した地域が豊富にある。官民連携により、こうした再生可能エネルギー、水素、アンモニア、バイオマス発電、高効率火力発電、オフグリッドや送配電網、蓄電、CCS／CCUS、メタネーション、廃プラスチック削減、水（浄水、海水淡水化、排水処理）、衛星や地上装置等の気象観測、スマートシティ、生産の省資源化・省力化といった多様なグリーン技術を用いた製品・システム・インフラを展開していく必要がある。

⁵⁴ 日本政府相談窓口の一本化、国際機関における日本製品のPR、国際機関の調達部門への日本人職員の派遣、国際機関のコンタクト先の紹介、国際機関による認証、推奨、LTA（Long Term Agreement）の取得に向けた支援等が必要である。例えば、フランス貿易投資庁

（Business France）には、国連調達に特化して企業支援を行う専門組織（OIBF：（Service Organisations Internationales et Bailleurs de Fonds）があり、個別案件形成、ネットワーキング、情報提供等、自国企業の調達支援に戦略的に取り組んでいる。

⁵⁵ モロッコ、チュニジア、エジプト、南アフリカ、ケニア、ナミビア、モーリタニア等は再生可能エネルギーの適地と言われている。グリーン水素、アンモニアの製造や輸出等を含め、エネルギー安全保障上重要なパートナーとなり得る。

そのための政策支援として、二国間クレジット制度（JCM）⁵⁶やJICA、JBICによる投融資、NEXIの保険等のファイナンス支援は重要である。とりわけ、JCMは、国際的な温室効果ガス排出削減に向けて、新興国・途上国に対し、わが国の優れた脱炭素製品・技術・サービス・システム・インフラ等を普及させ、当該国の温室効果ガスの排出削減を可能にする重要なメカニズムである。JCMの積極的な活用を通じて、わが国自身の排出削減目標の達成にもつなげていくため、アフリカにおけるパートナー国の拡大（南アフリカ、モロッコ、エジプト、ナイジェリア、モザンビーク、ザンビア、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ナミビア等）に向けて、政府要人会談時や現地大使館による相手国への働きかけが必要である。また、予算と対象案件の拡充、案件実行を促進するための制度の合理化および柔軟化⁵⁷が求められる。さらに、相対的に低排出なエネルギー源である天然ガスは、特にトランジション期においてエネルギー安定供給に貢献すると同時に、わが国のエネルギー安全保障にも資することから、G7エルマウ合意に基づき、支援対象国が定める脱炭素化の道筋との整合性を確保しつつ、JBIC、NEXI、JICAを通じて天然ガス・インフラの整備を強力に支援していくべきである。

加えて、わが国がアジア諸国で展開するアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）を参考に、アフリカ諸国向けのAfZEC（Africa Zero Emission Community）を新設し、アフリカにおける低炭素・脱炭素社会構築のためのロードマップを策定することによって、トランジション・ファイナンスの推進、技術の開発・実証、人材の育成や知見の共有等を促していくことが期待される。まずは、日本との連携可能性が大きいと考えられる、南アフリカ、ケニア、モロッコ、エジプト、ナミビア等との間で、先行的に取り組むことが望まれる。

3. フード&アグリ：持続可能な農業の確立

アフリカでは、農業は人々の生活の基盤のみならず、国を支える産業としても極めて重要であるが、実際は自給もままならず、海外からの輸入に依存しているのが現状である。したがって、昨今の世界的な穀物や肥料の価格高騰によって、アフリカは大きな影響を受け、食料安全保障を脅かす事態ともなっている。

こうした現状から脱却するためには、農業の生産性向上や高付加価値化が不可欠であり、大規模化、デジタル化を通じて、生産のみならず、加工、流通、在庫管理を含めたフードバリューチェーンの構築が急務である。わが国としては、

⁵⁶ 現状、わが国のJCM署名国は、世界で30カ国あり、そのうち、アフリカについては、ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジア、タンザニアの5カ国に留まっている。

⁵⁷ 大規模案件の支援、対象設備・事業・技術の拡大、支援期間の長期化、手続の簡素化、時期の柔軟化、事業管理・報告義務期間の緩和等。

種苗、農薬⁵⁸、肥料、生産、灌漑、加工、貯蔵、流通、販売、包装等の製品・技術の提供に加えて、農村部と都市部や周辺国とのアクセスの改善やコールドチェーンの構築、専門家の派遣や技術支援⁵⁹、公的機関によるファイナンス支援⁶⁰に取り組む必要がある。

4. ロジスティクス：物流の円滑化・強靱化

アフリカでは、道路、空港、港湾、鉄道といった基幹インフラの不足、テロや窃盗等治安上の問題、都市部の人口増加、非効率な通関や高い関税、外貨の不足、不透明な法制度と恣意的な運用等によって、物流に大きな支障が生じている。物流の寸断、物流費用の増加は、国をまたぐ円滑で強靱なサプライチェーンの構築を難しくし、アフリカの経済発展の大きな足枷となっている。

こうした状況を改善するには、アクセス道路を含む港湾や空港の整備、港湾と主要都市・工業団地・鉱山等をつなぐ回廊の整備⁶¹、交通渋滞の解消に向けた交差点の立体化や橋梁の整備、コールドチェーンやラストワンマイル⁶²を含む物流インフラの整備、通関の電子化・簡素化⁶³・標準化の推進、通関現場における汚職撲滅、自国保険主義⁶⁴の廃止、保税加工貿易制度の強化、非居住者在庫制度⁶⁵の導入を推進する必要がある。

⁵⁸ アフリカのECOWASやEAC等各地域経済共同体においては、旧宗主国の欧米諸国が遵守しやすい農薬の製品規格が設けられており、日本企業にとって実質的な参入障壁となっている。製品規格の改善に向けて、各国政府に対する働きかけが求められる。

⁵⁹ 農産物の生産支援・流通・販売、資機材の共同購買等を担う日本の農協のような仕組みや、農民への融資スキーム等のノウハウの提供、相手国の連絡先（関係政府機関、業界団体、農協、金融機関等）の整備等の日本企業とのビジネスマッチング促進、農業機材の維持補修、現地人材の育成（トレーニングセンターの設置等）、現地の栄養改善への支援等も有用である。

⁶⁰ 例えば、JICAによる、アフリカの①農業部門へのファイナンス支援、②零細企業、農民の金融アクセス支援、③農業機器や肥料の購入代金ファイナンス支援の枠組設定や、アフリカからの肥料輸入等に対する日本政策投資銀行、農林中央金庫等による民間銀行との連携、支援強化が考えられる。

⁶¹ 鉱山から主要港湾へのアクセス（ザンビアから南アフリカのダーバン港、タンザニアのダルエスサラーム港等）および主要港湾から周辺国を含めたアクセス（例えば、南アフリカのダーバン港から南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ等周辺国）の改善が求められる。

⁶² 特に、ワクチンを含む医薬品、食料品を対象とするもの。

⁶³ ナイジェリアの通関制度は、書面申請や捺印等煩雑で複雑である。ケニアでは通関の電子化が進んでいるものの、書面のスキャン提出や最終的には紙媒体での提出が求められる。ケニア・ウガンダ等では、指定された第三者機関による船積前検査が必須となっている。

⁶⁴ ケニア、ナイジェリア、ガーナ、コートジボワール、ウガンダ等では、自国外の保険会社による保険引受が規制されている。

⁶⁵ 当該国に居住地を持っていない企業が保税地域内で貨物を管理することを認める制度。

5. デジタル：社会経済活動の変革

アフリカは、冒頭に述べたとおり、デジタル技術を導入することによって、一足飛びに成長を遂げる大きな潜在性を有している。わが国として、これまでに述べたヘルスケア、グリーン、農業、物流等をめぐる社会課題の解決に加えて、行政、金融、通信・放送、サイバーセキュリティ、交通、貿易・通関、出入国管理、観光、教育、スマートシティ、データセンター等幅広い分野において、AI、IoT、5G、海底および地上ケーブル⁶⁶、人工衛星、HAPS（High Altitude Platform Station）、自動化・省力化、非接触・非対面、遠隔管理、生体認証、国民ID、トレーサビリティ、フィンテック等の様々な技術を活用して、ハード・ソフト両面からアフリカのデジタル化、ひいては経済社会活動の変革、平和と安定の実現に貢献していくことが肝要である。こうした取組みを後押しすべく、アフリカの地域機関である「スマートアフリカ⁶⁷」との連携等を推進することが考えられる。

また、アフリカにおいてデジタル化が進む中、諸外国や国際機関と連携して、アフリカ諸国における知的財産やデータの保護、サイバーセキュリティの確保、電子決済・貿易取引等に係るデジタル関連法の整備等を支援することも重要である。また、データサーバーの国内設置義務の見直しが求められる⁶⁸。アフリカ各国によるデジタル製品・技術の貿易障壁を撤廃し、さらなる普及を促進するため、アフリカ諸国のITA（情報技術協定）加盟⁶⁹を後押ししていくことも期待される。

6. エンタメ・コンテンツ：人々のウェルビーイングの向上

ゲーム、音楽、映画、アニメ、マンガ等のエンタメ・コンテンツは、人々の生活に多様な楽しみと活力、大きな感動をもたらすとともに、国境を越えて人々をつなぎ、様々なコミュニティの形成を促す等、多様な考え方や文化の相互理解、人々のウェルビーイングの向上にも寄与する。そのようなエンタメ・コンテンツが、国境を越えてグローバルに浸透する中、巨大な人口を擁し、今後も大きな経済発展が見込まれるアフリカは、日本にとっても極めて有望な市場である。ファ

⁶⁶ 南北アフリカの相互データ接続は沿岸部の海底ケーブルに委ねられる一方、東西アフリカを繋ぐ陸上ケーブルは圧倒的に少ない。冗長性が無く、低速なデータ接続の改善に向けて、陸上ケーブルのODA案件組成等が求められる。

⁶⁷ アフリカのデジタル化推進に取り組むため、2013年にアフリカ諸国や国際機関等により設立された地域機関。

⁶⁸ エジプト、リベリア、アルジェリア、モーリタニア等

⁶⁹ アフリカでは、エジプト、モロッコ、モーリシャス、セーシェルの4カ国が加盟している。

ンダム⁷⁰の形成等を通じて、日本自体のプレゼンス、ブランド価値の向上にも寄与するソフトパワーとして、また、日本経済を牽引する基幹産業、成長産業の一つとして、配信等を通じた日本産コンテンツの展開、各国の言語での吹替や字幕作成への支援、現地情報収集・発信のための拠点整備、海賊版対策、プロモーション支援、アフリカでの事業経験が豊富な企業とエンタメ・コンテンツ企業間のマッチング、アフリカへの展開に長けたプロデューサー人材の育成等、アフリカ市場への戦略的取組みが必要である。

また、アフリカ諸国の多様性に溢れた文化的背景を持った音楽、映画等が持続的に発展し、世界に展開されることによって、アフリカの経済発展に資することになる。そのためには、クリエイターならびに映像制作機材の取扱いに習熟した人材の育成、クリエイターに適切な報酬が遅滞なく支払われる制度の確立が急務である。アフリカ諸国におけるブロードバンド・ネットワークの整備も必要である。

さらに、将来的な発展を見据えて、ナイジェリア、エチオピア、タンザニア、エジプト、ルワンダ、南アフリカ等人口や経済規模の大きい国や、これら諸国を含むRECsとの間で、CPTPPの電子商取引章のようなハイレベルな内容のデジタル貿易協定を早い時期に締結すべく準備を進めることが求められる。同時に、経済活動がグローバルに展開され、データが国境を越えて行き来する中、日本との二国間の取り決めだけではなく、WTOにおける電子商取引共同声明イニシアティブ（JSI）⁷¹等多国間の枠組みの推進も重要である。

V. わが国のアフリカ戦略の推進体制

TICADをより有意義なものにし、アフリカ諸国と一層強固なパートナーシップを構築していくためには、TICADで採択された宣言および行動計画等について、総理の指示に基づき、トップダウンでPDCAサイクルを回し、着実に実行していくことが重要である。また、わが国のアフリカ戦略の推進に向けた官民間の常設機関として、経団連が2022年5月に提案した、政府の「アフリカ経済戦略会議」の機能強化⁷²が必要である。

また、アフリカが抱える社会課題の解決に戦略づくりの段階から継続的に関与していくためには、企業幹部の帯同を含めた総理や閣僚のアフリカ諸国訪問、

⁷⁰ 熱狂的なファンのグループ

⁷¹ 自由な越境データ流通や、データの国内管理を義務付けるデータローカライゼーション要求の禁止、ソースコードの強制的開示の禁止等も求められる。

⁷² アフリカの発展に関する官民連携の司令塔として、内閣総理大臣主宰の下、関係閣僚、政府関係機関のトップ、経済界を含む民間議員を構成員とし、開かれた形で定期的にわが国のアフリカ政策について審議・決定する会議体へと機能強化を図るべきである。

アフリカで開催される国際会議や展示会への継続的参加、相手国政府要人や関連機関、公社等関係者の日本への招聘等を含め、トップ外交を積極的・継続的に展開する必要がある。そのような機会を利用して、日本と相手国・地域の官民が一堂に会し、日本が有する製品・技術・サービス等を紹介、提案するための官民フォーラム⁷³を開催することを期待する。具体的には、R E C s 単位でそのような官民フォーラムを開催することが考えられる。

加えて、各国の政治経済情勢およびビジネス関連制度・慣行等に関する情報の提供、日本および現地におけるアフリカ政府や企業関係者との交流機会の提供、新規進出や問題発生時の相談体制の構築、相手国におけるパートナーや各種手続を行う現地代理人の紹介、国際機関との関係構築等、きめの細かい支援が求められる。その担い手として、経済広域担当官はじめ在外公館、J I C A やジェトロの現地事務所、ジェトロのアフリカビジネスデスク等の取組みを期待する。

以 上

⁷³ 経団連提言「戦略的なインフラシステムの海外展開に向けて―2022 年度版」（2022 年 3 月 14 日）、経団連「グローバルサウスとの連携強化に関する提言」（2024 年 4 月 16 日）では、相手国・地域が直面している社会課題を把握し、その解決に共に取り組むべく、わが国と相手国・地域の官民が一堂に会し、日本が有する製品・技術・サービス等を紹介・提案する場として官民フォーラムを開催することを提言している。